



皇国臣民化をめぐる日韓比較史研究 : 銃後における民衆動員と軍事援護を中心に

著者	金 我
発行年	2018
学位授与大学	筑波大学 (University of Tsukuba)
学位授与年度	2017
報告番号	12102甲第8426号
URL	http://hdl.handle.net/2241/00152876

氏名	金 炫我
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	博 甲 第 8 4 2 6 号
学位授与年月日	平成 30年 3月 23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	皇国臣民化をめぐる日韓比較史研究 —銃後における民衆動員と軍事援護を中心に—
主査	筑波大学 教授 博士（文学） 伊藤 純郎
副査	筑波大学 教授 博士（文学） 中野目 徹
副査	筑波大学 准教授 博士（文学） 朴 宣美
副査	筑波大学 准教授 博士（教育学） 國分 麻里

論文の要旨

本論文は、大日本帝国が「内地」と植民地朝鮮で構築しようとした総力戦体制の諸相を、護国神社造営における民衆動員、戦没者遺家族に対する銃後の軍事援護、および朝鮮人に対する皇国臣民化の視点から考察したもので、序章、終章を含めて8章22節からなる作品である。

序章「総力戦体制下における皇国臣民化研究の視座」では、総力戦体制研究が「一国史的視点」に留まり「比較史的視点」が弱く、植民地朝鮮を対象とした研究蓄積が少ないという研究状況が説明されたのち、本論文の研究視点、本論文で使用する史資料の概要、および論文全体の構成が述べられる。

第一部「大日本帝国における戦没者の慰霊・顕彰と銃後の軍事援護」は、護国神社造営における民衆動員、軍人援護会・銃後奉公会・愛国婦人会など各種団体による戦没者遺家族に対する軍事援護、在郷軍人会や銃後の民衆による軍事援護の諸相を考察したものである。

第一章「護国神社造営における民衆動員と戦没者の慰霊・顕彰—茨城県護国神社を中心に—」は、茨城県護国神社造営における民衆動員と戦没者の慰霊・顕彰について、①茨城県護国神社の前身である鎮霊社において戦没者の慰霊・顕彰はどのように行われたのか、②茨城県護国神社造営の過程でいかなる民衆動員が行われたのか、③茨城県護国神社において行われた合祀祭や例祭を通じて戦没者の慰霊・顕彰はどのようなものであったのかの三点を考察したものである。そして、茨城県護国神社の造営において「勤労奉仕」という名目で茨城県民の動員が行われたこと、茨城県護国神社が戦没者の慰霊・顕彰のみならず、茨城県民の戦意昂揚を図る軍国主義の表象として位置づけられ、戦時体制の強化に大きな役割を果たしたことを指摘し、戦没者の慰霊・顕彰は戦没者遺家族への精神的な軍事援護が中心であったことを明らかにした。

第二章「戦没者遺家族に対する軍事援護—茨城県那珂郡村松村の事例を中心に—」では、戦没者遺家族に対する軍事援護について、①銃後奉公会は戦没者遺家族に対してどのような経済的軍事援護と精神的軍事援護を行ったのか、②銃後奉公会の主要な機能の一部を担当した軍事援護相談所の相談窓口として市町村婦人相談員

が行った精神的軍事援護とはどのようなものだったのか、③精神的軍事援護の一環として「戦没者未亡人」に対して行った「精神教化」とはいかなるものだったのかについて、茨城県那珂郡村松村の銃後奉公会を事例に考察した。戦没者遺家族は、経済的問題と精神的問題を複合的に抱えていた。こうした課題を解決するため、銃後奉公会は戦没者遺家族に対し、「慰問・慰藉」という精神的な軍事援護と並行して「生活状態を洞察」して家計困難者への経済的な軍事援護や戦没者遺家族間で発生する「家庭紛議」の調停を行ったこと、軍事援護相談所や婦人相談員は戦没者遺家族をめぐる諸問題を円満に解決してくれる相談窓口となったことを指摘し、戦没者遺家族に対する精神的軍事援護において「戦没者未亡人」に対する「精神教化」が最も重視されたこと、「精神教化」とは「戦没者未亡人」に「婦徳」の意識を涵養させることであったことを解き明かした。

第三章「銃後における軍事援護」は、銃後における軍事援護について、村松村の在郷軍人会と寺門治平という一人の人物を対象に考察したものである。在郷軍人会や寺門治平は戦没者の慰霊・顕彰、戦没者遺家族に対する慰問・慰藉など様々な軍事援護を行い、戦没者を「護国の神」「英霊」として慰霊・顕彰し、戦没者遺家族を慰問・慰藉することで、自らも銃後の帝国臣民としての務めを果たしたことを明らかにした。

第二部「植民地朝鮮における皇国臣民化」は、京城護国神社造営における民衆動員、陸軍特別志願兵制度、軍事援護を通して行われた皇国臣民化について論じたものである。

第四章「京城護国神社造営における民衆動員と戦没者の慰霊・顕彰」は、植民地朝鮮において「内鮮一体」を目的とした朝鮮民衆の皇国臣民化を、①京城護国神社造営における民衆動員、②扶余神宮造営における民衆動員、③京城護国神社における戦没者の慰霊・顕彰という観点から考察したものである。そして、京城護国神社の造営では、「内地」と同様に、銃後の民衆が「勤労奉仕」という名目で動員されたこと、在郷軍人会が護国神社造営に積極的に参加し自ら皇国臣民としての範を示したことを指摘した。また、扶余神宮への「勤労奉仕」は朝鮮民衆の自発的な参加というよりも、国民精神総動員朝鮮連盟による「斡旋」「勧誘」といった性格が強く、「内鮮一体化」に向けた精神的な動員であったこと、「勤労奉仕」を通して「皇国臣民としての実感」を体得させるために「扶余聖地勤労奉仕記」などが様々な雑誌に掲載されたことを明らかにした。

第五章「陸軍特別志願兵制度における皇国臣民化」では、「半島人」（朝鮮人）の「熱烈ナル愛国心」を背景に実施された陸軍特別志願兵制度に焦点をあて、陸軍特別志願兵制度は心身鍛錬と精神訓話を通じて志願兵を「内鮮一体化」させ、「天皇陛下のために戦う」皇国臣民として養成するものであったこと、志願兵の募集は「志願」という名目で、実際は「勧誘」「斡旋」など強制的な方法で行われたこと、陸軍特別志願兵制度を充実させるために、志願兵後援会による銃後後援と陸軍特別志願兵に対する軍事援護が実施されたことを明らかにした。

第六章「軍事援護による皇国臣民化」は、植民地朝鮮の軍事援護に焦点をあて、①戦没者遺家族に対する軍事援護、②銃後における軍事援護、③軍事援護による皇国臣民化について考察したものである。そして、朝鮮軍事後援連盟・朝鮮愛国婦人会・朝鮮軍人援護会などは戦没者遺家族に対して重層的な軍事援護を行うことで「内鮮一体」を体感し皇国臣民としての務めを果たしたこと、こうした軍事援護を通じて朝鮮人軍属遺家族に皇国臣民としての意識を涵養させたことを指摘した。また、徴兵制の実施にあたり最も重視されたことは、朝鮮人婦人に「喜んで家庭で子弟を入営させ、本人も欣んで入営する気風」を養う「精神教化」であり、こうした「精神教化」を通して朝鮮人婦人に対する皇国臣民化が行われたことを明らかにした。

終章「総力戦体制の構築と皇国臣民化」では、①植民地朝鮮における総力戦体制の構築は、「内地」と同様に、京城護国神社・扶余神宮造営における民衆動員、陸軍特別志願兵制度の実施と志願兵に対する軍事援護、戦没者遺家族に対する重層的な軍事援護という方法に加え、銃後の民衆動員と軍事援護を通しての朝鮮人の皇国臣民化といった方法で行われたこと、②「内地」の男子にとって最も重要な義務である徴兵制が、朝鮮においては昭和一九年まで実施されなかったことに象徴されるように、朝鮮人男子を帝国兵士として育成し「真に

心の底から日本人になり切ろう」とする意識を涵養させる皇国臣民化は困難な状況であったこと、③こうした状況をふまえ、朝鮮人婦人に対しては「喜んで家庭で子弟を入営させ、本人も欣んで入営する気風」を養う「精神教化」が行われ、こうした「精神教化」を通して朝鮮人婦人の皇国臣民化が行われたことの三点を指摘した。そして、以上の考察から本論文の結論として、総力戦体制の構築にあたり最も重視されたことは、朝鮮人男子に対する皇国臣民化よりも、朝鮮人婦人に対する皇国臣民化であり、植民地朝鮮における総力戦体制構築の課題は「精神教化」を通じての朝鮮人婦人の皇国臣民化であったことを指摘した。

審査の要旨

1 批評

本論文は、大日本帝国が「内地」と植民地朝鮮で構築しようとした総力戦体制の諸相を、「内地」と植民地朝鮮における銃後の民衆動員と軍事援護、および皇国臣民化の視点から考察した意欲的な作品である。「内地」における総力戦体制の構築を、茨城県護国神社や那珂郡村松村在郷軍人会を対象に、在郷軍人会の記録や個人の日記などの地域史資料を駆使して丹念かつ詳細に考察した点や、植民地朝鮮における総力戦体制の諸相を、研究蓄積が日本と比較して非常に少ないという研究状況のなかで皇国臣民化の視点から考察しようとした点は高く評価できる。

しかし、植民地朝鮮を対象とした考察は、使用した朝鮮史資料が限られていたこともあり、「内地」を対象とした考察と比較したとき、いまだ不十分の感は否めない。特に、本論文で結論とした「精神教化」を通して行われた朝鮮人婦人に対する皇国臣民化については、朝鮮における総力戦体制の特徴やジェンダーの視点から再検討する必要があると思われる。

こうした課題を残すとはいえ、本論文は、「一国史的視点」ではなく、より大きな「比較史的視点」で総力戦体制の考察を試みた論文として、学界に寄与するところが大きいと判断できる。

2 最終試験

平成30年1月10日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。